

部長

人任附二箇一紙

名譽昇給者の上申について

昭和二十二年三月十日

第一復員局入學課長

第一復員局史書員調査部長 敬

名譽昇給者の上申については別紙調査表によつて退官者は退官上申
のとき其の他は其の部皮上申することと定められたので命によつて
通報する

追て給受第三四九號左記中の二に該當し二號卒の昇給を必要とす
るものは別紙調査表に記載するの外史に各人毎に初任年月日、自、
在職年数、其の他必要事項の概要を記したる理由書の添付を必要
とするものにつき申添へる

0700

なお地方世話部は上甲蕃の宛名を内務大臣とし關係書頁各二部を
作製し別に指示ある迄當課に送付せられ度い

0701

(別紙)

名譽昇給調査表

現號俸及 發令年月日	現號俸 年	昇給希望 號俸	發令希望 年月日	給發三 四號の該 當條項	職	官氏名
昭二 七 一 十三號俸	九月 十日	十四號俸	昭二 三 一五	一の 四	第一復員局 課(部) 員	復員事務官 二級 〇 〇 〇 〇
昭二 七 一 十五號俸	十月 十五日	十七號俸	昭二 四 一五	二の 四	〇〇迎絡 局局員	復員事務官 二級 〇 〇 〇 〇
昭二 七 一 十六號俸	九月 二十日	十七號俸	昭二 三 二〇	一の 一	〇〇地方 世話部部員	地方事務官 二級 〇 〇 〇 〇

調製上の注意

1. 現號俸停年は名譽昇給發令希望月日迄の分を計上すること
2. 給發三三四九號の該當條項欄には同號左記の條項を記すること
3. 給發第三四九號は昭和二十二年二月十七日人任第一六五號の別紙として添付配布すみのものである

0702

復 第 二 〇 號

後 貝 縣 官 署 一 股 (含 地 方 世 話 部)

昭 和 二 十 二 年 度 貯 蓄 增 強 推 進 に つ い て

昭 和 二 十 二 年 三 月 二 十 六 日

後 貝 縣 總 裁 官 房 長

首 題 の 件 ・ 別 紙 の 通 り 決 定 せ ら れ た か ら ・ 應 分 の 協 力 あ り 度 く 通 知 す る 。

0703

昭和二十二年度貯蓄増強推進に關する件（昭和二三・三三・三二）
閣議決定

現下の金融經濟情勢の推移に鑑み、速かに經濟秩序を安定し經濟の再建を促進することは刻下喫緊の要務である。これがためには生産の増強、財政の健全化、物資配給の確保等財政、金融、經濟の各面に亘り総合的施策を強力に實施することを必須の要件とする。しかして金融部面における施策のうち、財政の均衡に關しては昭和二十二年年度豫算において、これが實現を見、産業資金の供給については融資規制の實施によつてその廻正を期することとなつたが、これが圓滑な運営によつて所期の目的を達成し得るや否やは、貯蓄増強の成否如何に懸るところ至大である。

よつて昭和二十二年度においては、左記要領により國民貯蓄の増強に全力を傾倒し、通貨及び經濟安定の確保を圖ることとする。

記

0704

第一 資金吸収目標額

昭和二十二年度においては財政資金として月二十億圓、産業資金として月六十億圓（復興金融債券発行額を含む）を見込み、國民貯蓄の増加目標額は月八十億とする。尚、自由預金増加目標額は、これに封鎖預金の減少額月二十億圓を加え、合計月百億圓とする。

第二 貯蓄増強方策

第一の資金吸収目標額を達成するため左の方策を実施するものとする。

一、基本的方針

(一) 新圓は絶對に封鎖しない根本方針を堅持すると共に、その旨を繰返し闡明して通貨に達する不安を一掃すること。

(二) 國家財政及び地方財政の健全化方針を引續き堅持すると共に産業資金融資規制の適正なる實效を確保し、財政金融面よりする通貨膨張、インフレーション昂進を防止すること。

0705

(三) 財政金融面における施策に照應して、生産の増強、物價の安定、食糧配給の確保、労働問題の圓滿な處理等に關し、適切な施策を強力に實施すること。

(四) 經濟の安定に伴い預金封鎖制度は漸次解除する方針を明らかにし、封鎖預金に對する疑惑を除去すること。

(五) 貯蓄の増加は國民各目の努力の集積である所以を強調し、勤勉努力と消費節約を圖ること。

(六) 國民をして戦後我國經濟の冷厳な實態と時局の重大性を正視せしめ、生活の改善、合理化を圖らしめると共に、經濟の現状に即した耐乏生活運動を展開すること。

(七) 貯蓄推進に當つては、都市及び農漁村の經濟狀態の實情等を充分考慮し、時局により所得の増加した方面に特に力を注ぐこと。

二 實行方策

0706

(一) 金融機関の自主積極的な資金収支活動を促進するため、金融機関毎に資金吸収目標額を何立せしめ、責任を以つてこれが達成に邁進せしめること。

尚、これがため資金吸収網の拡大、所収資材等の確保斡旋に努めると共に、金融機関の事務簡素化を図る等の措置を構ずること。

(二) 預金の優遇を図るため、長期的自由預金の利子、割増金、物賞等に新たな考慮を加えると共に、預金の課税上の取扱について慎重を期すること。

(三) 金融機関をして夫々の特長、地方事情等に即應した新種貯蓄を創設実施せしめること。尚、寶籤についても常に新趣向を考案し、一層浮動購買力の吸収に資せしめること。

(四) 資金の地方還元を前提とする資金取戻活動の促進を図ることとそれがため、地方寶籤制度を適用すると共に、常設地方の増

0707

加預金の一定範囲内において、地方債の発行を認可することを考慮すること。

（四）地方債を主体とする下部組織並びに各種団体を通じて、一層強力な貯蓄増強運動の推進を図り、特に地方債の各段の行政活動を通じて、貯蓄運動を多面的総合的に推進すること。

（五）通貨安定対策委員会に於いては、その企畫的機能を積極的に發揮すると共に、通貨安定対策本部及びその下部機構の活動を強化し、第一線貯蓄推進機関と一層緊密な連絡をとり、貯蓄宣傳及び貯蓄金吸收促進の中樞的機関として、中央地方を通じて有級の一体として活動することを期待すること。

0708

復第^二九號

復員廳官署一般(含世話部)

選舉運動に官公署の設備濫用について

昭和二十二年三月二十六日

復員廳總裁官房長

首題の件について、別紙の通り決定せられたるから通知する。

なお、官公署が、候補者推薦状に名を連ねて配布することも、法令違反となるので、それを避けられ度い。

0709

選挙運動に官公署の設備濫用に就いて

昭和二三、三三〇
次官會議決定

今回の選挙は特に自由公正に行はれなければならないので特別の地位を有する公務員が選挙運動の爲官公署の所有又は管理に属する設備その他のものを特定候補者又は特殊党派の爲に濫用することは直ちに選挙法又は刑法其他の法律に觸れることもあるが假令法令違反とならない場合でも此際公務員の心懸へとして充分戒心を加へる必要があるばかりでなく、四月選挙に對する連合軍司令部の見解にもとるから各省夫々の系統を通じて左の各項はこれを禁止する様適當な措置をとりたい。

一、選挙公署の場合を除き選挙運動に就いて官公署その他の工作物を選挙事務所その他に利用させないこと。

二、選挙運動の文書圖書は演說會場を除き官公署の所有管理する工作物に一切張付掲示せしめないこと。

0710

三、選挙運動に關し官公署の管理する電信、電話等を所定の業務以外
に使用せしめないこと。

四、官公署用の自動車其の他を選挙運動に使用させないこと。

五、官公署用の用紙其の他の消耗品を選挙運動に使用させないこと。

六、官公署の主催又は幹旋の會合を選挙運動に利用させないこと。

0711

部長

復第二二二號

四月に行われる各種選挙期日における便宜供與について
復員官著一級及地方世話部

昭和二十二年三月三十一日

復員廳總務官房長

近く行われる各種選挙の重大性に鑑み當日における本人及びその家族の投票の便宜供與に關しては次の通り措置せられたる通知する
一官廳は半休とし事務の都合又は事務の便宜により適宜選挙又は早退をさせること
二右の場合においては俸給、給料、手当等の支給については通常の勤務があつたものとして取扱うこと
(参考)

- 四月五日 (土) 都道府縣市區町村の長の選挙
- 四月十五日 (火) 都道府縣市區町村の長の決戦投票
- 四月二十日 (日) 参議院議員選挙
- 四月二十五日 (金) 衆議院議員選挙
- 四月三十日 (水) 都道府縣市區町村の議會の議員の選挙

0712

部長

復第二三號

復員官着一般及地方世話部

労働組合の役員について

昭和二十二年三月三十一日 復員廳總裁官房長

三月十四日附序生、運輸、内務省令第二號によつて、「覺該當者として、宿定を受けその結果公職から去らしめられ又は公職に就くことを禁せられた者は労働組合の役員にはなれない」旨規定されたから念の爲通知する

0713

部長

1
2
3
4
5
6
7
8
9
10
11
12
13
14
15
16
17
18
19
20
21
22
23
24
25
26
27
28
29
30
31
32
33
34
35
36
37
38
39
40
41
42
43
44
45
46
47
48
49
50
51
52
53
54
55
56
57
58
59
60
61
62
63
64
65
66
67
68
69
70
71
72
73
74
75
76
77
78
79
80
81
82
83
84
85
86
87
88
89
90
91
92
93
94
95
96
97
98
99
100

復第二九號

官公廳と官公廳職員労働組合の争議について

復員廳官署一般及地方世話部

昭和二十二年四月十七日

復員廳總務官房長

首魁の件別紙の如く閣議にて決定したから送付致します

事務

事務

事務

事務



0714

官公廳と官公廳職員労働組合の事務に関する件

昭和二二〇八
閣議決定


官公廳職員の労働組合が、その官公廳において執行する事務は左の原則に依るものとする。

(1) 官公廳職員が組合事務に専従することは原則として之を認めない。但し労働協約等により官公廳の長が特に承認した者については此の限りではない。

(2) 組合員たる職員の會合その他の組合活動は職務時間外にこれを行うべきものとする。但し組合の役員が団体交渉その他組合作用務を行うためやむを得ない必要がある場合において上司が事務に支障ないと認めてこれを承認したときは職務時間中であつても差支えない。

(3) 官公廳が當該官公廳職員の組合に對して公務に差支へない限り廢舎の一部を組合事務所として使用することを承認することは差支えない。

0715



組合が右事務所以外の場所を組合用務のため使用するときには、その都度、あらかじめ当該官公庁管理者の許可を受けしめる。

(4) 官公庁用の筆紙墨文具等の消耗品及び現業所における事業用の資材、製品はこれを組合用務のため使用せしめない。

(5) 官公庁の備品、設備、施設は、当該官公庁管理者が特に許可したものを除き、これを組合用務のため使用せしめない。

(6) 官公庁の所有又は管理する建物その他における貼紙又は記載等による組合のための掲示、宣伝は当該官公庁管理者が許可した一定の掲示場所以外の所にこれをなさない。なお掲示する場合はその都度事前に当該官公庁管理者の許可を受けしめる。

(7) 関係官公吏は、定期的な組合費の徴収事務を、組合の委任により行うことは差支えないが右以外の組合の費用の徴収事務は行つてはならない。

0716

部長

社

人往第四〇一號

(第一復員部内一般参考各地方世話部)

職員の昇給等について

昭和二十二年四月七日

第一復員部人專課長

第一復員部史書員調査部長 敬

職員の昇給基準等厳守について大藏省給與局長から別紙の通り通報
が来たが當部内規はこれに該當するようなことはないと思はれる
けれども今後の昇給(名譽昇給を除く)については昇給内規が確定
する迄は當方から指示する以外には昇給はしないように設計は
された命によつて通報する

庶務班

0717

(別紙)

給第百七十四號

昭和二十二年三月二十八日

大藏省給與局長

政府職員の昇給その他の給與基準の厳守について

官吏その他の政府職員の昇給については、官職職員給與制度改正實施要綱においてその基準が定められているが、最近某地方部局において、その基準を無視して昇給を行った例があるようである。

このようなことは、政府職員の給與制度を亂す最も悪質なものの一つであつて、今後の給與制度の改善に当たつて非常な障礙をなすことにもなるから特に地方部局に對して、このようなことをないよう重ねて配慮願いたい。

なほ昇給に依らず一般に給與制度を無視するような事實を認められた場合はその責任者に対し嚴重指直する豫定であるから爲念申添へる。

0718